

平成27年度第6回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成28年3月18日（金）
午前9時30分～11時
場所：本館3階 委員会室

日程第1 諮問事項について

(1)身元不明迷い人台帳への登録手続きについて

【担当：健康福祉部保健スポーツ課高齢福祉室】

【概要】

全国の自治体で身元不明のまま保護されているかた（身元不明者）の早期身元判明に資するため、平成26年9月に大阪府警察本部と府内警察署で「身元不明迷い人台帳」が整備された。これは自治体からの届出に基づき、身元不明者の個人情報を台帳に登録し、身元不明者を捜している家族等に閲覧させるものである。

については、現在本市で保護している身元不明者及び今後新たに保護する身元不明者の台帳登録に係る箕面警察署への個人情報の外部提供について意見を聴くものである。

【質疑応答】

市：大阪府警察本部と大阪府とで交わされた協定は、以前に身元不明者が遠くの地域で発見された事件をきっかけとして、警察内部の情報連携を高め、市町村が保護している身元不明者の情報を共有するために制度化されたものである。

委：SOSネットワークとは何か。

市：各市で実施している事業で、認知症高齢者等が行方不明になった場合、市が事前に登録した地域の事業者等に捜索を依頼し、早期発見を図るものである。本市でも同様の事業を実施している。

委：市は警察に提供した後、その情報をどのように保管するのか。その情報の閲覧権限と保管場所はどうか。

市：行方不明者個人の記録はケースファイルとしてエクセルデータで作成し、担当職員のみが見られるフォルダに保存する。作成した文書は鍵のかかる保管庫で永年保存する。

委：行方不明者捜索のために家族から協力要請があった場合、全国の警察を通じ、各市町村に情報が提供されるとのことだが、台帳登録することで自動的に情報が提供されるのか。

市：そうではない。行方不明者とは家族が捜索のために警察等へ協力を要請するもので、提供される情報は外見的特徴等のみである。照会を受けた市町村は当該行方不明者を保護していないかを確認することで、捜査に協力するものである。

一方、身元不明者の場合は、警察内部に台帳が保管され、捜索届を出している家族だけが警察署員の立ち会いの下で閲覧できるものであり、台

帳の情報は警察外部に出ない。

委：台帳登録するうえで根拠となる法律やルールはあるのか。

市：ない。警察の職務遂行上の業務として行うものである。

【答申】

徘徊する高齢者も増加していることから、こういったルールは必要だと思われる。

「適切なものと判断する。」と答申する。

(2)人の心身の保護又は生活の支援の目的のために、個人情報の収集目的外利用 又は外部提供が必要であると認められる対象者について

【担当:市民部市民サービス政策室】

【概要】

前回の審議会において、行政の支援を受けるべき者を把握するために、適切な情報連携をする必要があることから、個人情報の収集目的外利用又は外部提供について諮問し、個人情報保護条例を改正したところである。

今回では同法第10条第1項第2号の規定に基づき、人の心身の保護又は生活の支援を目的として、個人情報の収集目的外利用又は外部提供が必要であると認められる対象者の範囲について意見を聴くものである。

【質疑応答】

委：相談内容によって、連携する先は変わるのか。

市：そのとおりである。

委：学校以外での友人から暴力を受けた場合は、どの項目に当たるのか。

市：いじめの定義から外れるため、当てはまる項目がない。

似た項目として13番があるが、これは交際相手から暴力を受ける者を示しており、このような関係性が曖昧な場合には市に捜査権限ないため、線引きが難しいのが実情である。

しかし、そういったケースや想定外のケースには個人情報保護条例第10条第1項第3号（本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合）を適用し、対応する。

委：手続きを踏んだ連携も必要だが、緊急の場合は即座の対応が必要である。

市：市としてもその認識はもっており、いざというときにためらわず情報連携できるように、即座の行動につなげる狙いがある。また、連携の記録を残すことにより後々の検証も可能になる。

委：情報連携が必要かどうかを判断する基準は別に作るのか。列挙された属性だけでは支援の必要性までは判断できないと思われる。

市：担当部署が支援の必要性を判断するのに必要な情報だけを提供する。そのため、相談を受けた部署は、まず連携先に相談の骨子だけを伝えて、連携先の求めに応じながら少しずつ補足するといったやり取りを繰り返し、最小限の情報を提供する。

委：不登校の項目に高校退学者も含めているのはなぜか。高校は義務教育ではないが。

市：前提として、情報連携の対象者は「生活の支援又は心身の保護が必要なたた」である。高校退学者等には志をもって退学するかたもいると思うが、一部には生活困窮等の要因が隠れている可能性があるためである。

委：LGBT（性的マイノリティ）や外国人を項目に挙げていないのはなぜか。

市：これだけで問題が発生しているわけではないので、対象に含めていない。いじめや就労を断られることによる生活困窮といった、置かれている状況に焦点を当てている。

また、犯罪被害者については、刑事罰のように他方で明らかに情報の取扱いが定められているため省いている。

【答申】

列挙された項目のうち不適切な者はないように見受けられるため、対象者はおおむね妥当であると思われる。

「対象者について適切なものと判断する。」と答申する。

(3) 予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

【担当：健康福祉部保健スポーツ課地域保健室】

【概要】

平成27年9月に施行された番号法の改正に伴い、他市町村の予防接種担当部署へ予防接種事業関係情報を提供することが、特定個人情報保護評価指針別表「重要な変更の対象である記載項目」のうち「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」に該当するため、特定個人情報保護評価を再実施し、第三者点検として諮問するものである。

【質疑応答】

委：転出したら自動的に提供するのか。

市：転入先から照会があれば提供する。

委：箕面市では、転入者の受診情報を積極的に照会するのか。

市：本人からの問い合わせを受けて照会する。現行は転入者宛てにハガキを送付し、受診情報を照会していた。この代替として行う。

委：重点項目評価書P重-13「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「リスクへの対策は十分か」について、ここだけ「特に力を入れている」が選択されている。なぜか。

市：委託に関しては情報が漏洩しないよう市として特に力を入れているため、市の姿勢として全ての評価書で「特に力を入れている」を選択している。

委：システム連携図において、税システムと連携しているのはなぜか。

市：所得に応じて、予防接種費用を免除する制度があるため。

委：システム改修はいつ頃行うのか。

市：今回の諮問に係る改修（副本を作成し、提供するという機能）は4月頃行う予定。

【答申】

審議では特段大きな疑問点や異論はなく、適切であると思われる。「適切なものと判断する。」と答申する。

日程第2 報告事項について

特定個人情報保護評価の見直し方法について

【担当:総務部総務室マイナンバーグループ】

【概要】

これまで本審議会において第三者点検を行ってきた特定個人情報保護評価について、特定個人情報保護評価指針に基づき見直しを行うにあたり、その主な内容や方法等について報告するものである。

同指針に定められた重要な変更にあたる場合はPIAの再実施が必要となるが、それ以外の軽微な変更（機構改革に伴う担当部署名等）については年1回行う見直しのなかで修正するものとする。

【質疑応答】

委：今後、重要な変更がある事業は予定されているのか。

市：今のところはない。

委：見直し方法については適切であると判断した。

日程第3 その他

次回は、平成28年4月8日（金）午前9時30分から開催予定である。現在調整中の案件について3月29日（火）に事業方針が決定するため、早ければ30日（水）に開催の有無をメール又は電話で連絡する旨を確認した。